

# 建築設計業務委託特記仕様書

京丹波町病院

## I 業務概要

1. 業務名称 平成23年度 旧瑞穂病院解体工事設計業務
2. 計画施設概要
  - (1) 施設名称 旧瑞穂病院及び旧瑞穂町保健センター
  - (2) 敷地の場所 京都府船井郡京丹波町橋爪桧山157番地
  - (3) 施設の用途 病院（平成17年閉鎖） 保健センター（平成17年閉鎖）  
医師住宅
3. 設計と条件
  - (1) 敷地の条件
    - a 敷地の面積 5401.99㎡
    - b 用途地域及び地区の指定 都市計画区域外
  - (2) 施設の条件
    - a 施設の延面積 病院棟2035.98m<sup>2</sup>、保健センター509.168m<sup>2</sup>、医師住宅123.11m<sup>2</sup>
    - b 主要構造 病院棟 RC造2階建（EV棟S造4階建）、保健センター RC造2階建  
医師住宅 軽量鉄鋼垂鉛メッキ鋼板葺平屋建
  - (3) 建設の条件
    - a 工事費 148,680千円
    - b 工事工期 平成23年10月 から 平成24年 1月（予定）
  - (4) その他の与条件 別紙設計概要による
  - (5) 業務委託工期 入札通知書による

## II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（平成21年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

### 1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項については※印部分適用する。

### 2. 設計業務の内容及び範囲（委託欄に※印をしたものを適用する。）

#### (1) 一般業務

##### a 基本設計

委託	業務内容	特記事項
○	建築（総合）基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	別表1参照
○	建築（構造）基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
○	電気設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
○	機械設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃

##### b 実施設計

委託	業務内容	特記事項
○	建築（総合）実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	別表1参照
○	建築（構造）実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
○	電気設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	
○	機械設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	

#### (2) 追加業務

##### a 基本・実施共通

委託	業務内容	特記事項
○	積算業務 建築積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成） 電気積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成） 機械積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）	
	透視図作成 外観（ ）枚 大きさ（ ） 額の有無（ ） 内観（ ）枚 大きさ（ ） 額の有無（ ） 鳥瞰（ ）枚 大きさ（ ） 額の有無（ ）	
	透視図の写真作成（ ）カット 枚数各（ ）枚 大きさ（ ） 電子データ（ ）	
	模型製作 縮尺（ ） 主要材料（ ） ケースの有無（ ）	

	模型の写真製作 ( ) カット 枚数各 ( ) 枚 大きさ ( ) 電子データ ( )	
○	諸官庁との打合せ 建築主事 消防署 保健所 警察署 関係市町村 労働基準監督署 関西電力 NTT その他法令手続	左記以外にも必要があれば行うこと。
	計画通知手続き業務	
○	関係法令に基づく各種手続き業務 (リサイクル法・土壌汚染対策法等)	左記以外にも必要があれば行うこと。
	防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務	
	省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務	
	リサイクル計画書の作成	
○	概略工事工程表の作成	
	建築物の利用に関する説明書の作成	
○	住民説明等に必要な資料の作成 (法令等に基づくものを除く。)	
	日影図の作成	
	総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成	

### 3. 業務の実施

#### (1) 一般事項

- 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準によって行う。
- 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準によって行う。
- 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- 建築改修に伴う既存設備機器の安全確認等については各設備技術者と協議を行うこと。

#### (2) 適用基準等

本業務には以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

建築工事設計図書作成基準			
公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)	平成	19	年版
公共建築工事標準仕様書 (電気設備/ 機械設備工事編)	平成	19	年版
公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)	平成	19	年版
公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備/ 機械設備工事編)	平成	19	年版
建築工事標準詳細図	平成	17	年版
電気設備工事標準図 / 機械設備工事標準図	平成	19	年版
建築設備工事設計基準・要領	平成	21	年版
建築工事監理指針	平成	19	年版
建築改修工事監理指針	平成	16	年版
電気設備工事監理指針 / 機械設備工事監理指針	平成	19	年版
公共建築数量積算基準	平成	18	年版
公共建築設備数量算出基準	平成	15	年版
公共建築工事積算基準	平成	19	年版
公共建築工事標準単価積算基準	平成	21	年版
京都府建設交通部営繕課 建築主体工事積算参考資料	平成	21	年版
京都府建設交通部営繕課 電気/ 機械設備工事積算参考資料	平成	21	年版

官庁施設の総合耐震計画基準	平成	8	年版
官庁施設の総合耐震診断・改修基準	平成	8	年版
敷地調査共通仕様書	平成	11	年版
木造建築工事標準仕様書	平成	16	年版
建築構造設計基準	平成	16	年版
擁壁設計標準図	平成	12	年版
構内舗装・排水設計基準	平成	13	年版
建築物解体工事共通仕様書	平成	18	年版

### (3) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

なお、プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合は、業務計画書の提出を省略できる。

- (a) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成7年度以降の同種又は類似業務の実績、平成〇年〇月以降に担当した京都府発注の業務実績及び手持業務の状況
- (b) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成7年度以降の同種又は類似業務の実績、平成7年度以降に担当した業務実績及び手持業務の状況
- (c) 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数、平成7年度以降の同種又は類似業務の実績
- (d) 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力がある場合）
- (e) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・実務経験年数・平成7年度以降の当該分野における業務の実績・手持業務の状況（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）

注）「平成7年度以降の同種又は類似業務の実績」とは、次の①～③全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

- ① 平成7年4月以降に完成した施設の設計業務実績
  - ② 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）
- (f) プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合の業務履行  
受注者は、プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

### (4) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士  
建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者

(5) 貸与資料等

貸与する資料等 昭和46年度病院本館改築建築確認通知等綴  
昭和56年度病院改築確認通知  
アスベスト存在調査報告書（病院棟、保健センター）  
特殊建築物定期調査報告書（病院棟）  
建築設備定期検査報告書（病院棟）  
図面（CADデータ無し）  
病院棟  
平面図、立面図、平面詳細図（一階部のみ）  
保健センター  
平面図  
医師住宅  
図面なし

貸与品は契約書の規定に基づき管理し、所定の時期、場所に返却のこと。

貸与場所（京丹波町病院） 貸与時期（業務着手日以降）  
返却場所（京丹波町病院） 返却時期（業務完了前）

(6) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- a 業務着手時
- b 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき。
- c その他

(7) その他、業務の履行に係る条件等

- a 指定部分の範囲（ ）  
・指定部分の履行期限（ ）
- (b) 成果物の提出場所（京丹波町病院）
- (c) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(d) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、京丹波町が行う事務並びに京丹波町が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
  - 1) 写真を公表すること。
  - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

6. 提出成果物等

提出成果物は下表のうち委託欄の☒印部分を適用する。(数字は提出部数を示す)  
 図面の大きさ 基本設計 A-2、実施設計 A-2  
 原図、正本には設計者名及び押印して提出。

(1) 基本設計

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	
	《建築意匠》			
	基本設計図	1部	1部	
	設計説明書	1部	1部	
	工事費概算書	1部	1部	
	《建築構造》			
	基本構造計画案	1部	1部	
	構造計画概要書	1部	1部	
	《設備》			
	基本設計図	1部	1部	
	設備計画概要書、仕様概要書	1部	1部	
	工事費概算書	1部	1部	

(2) 実施設計

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子データ
	《建築工事》			
○	意匠設計図、特記仕様書・工事概要書 (解体工事に必要な程度)	1部+縮小1	1部 縮小3	提出
	構造計算書	1部	1部	
○	構造設計図、構造仕様書 (解体工事に必要な程度)	1部+縮小1	1部 縮小3	提出
○	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	1部	1部	提出
○	工事費内訳書(営繕積算システムRIBC)	1部+FD	1部	提出
○	専門工事等見積書、比較表	1部	1部	提出
	《設備工事》(電気・機械)			
○	設備設計図(解体工事に必要な程度)	1部+縮小1	1部 縮小2	提出
	設備設計計算書	1部	1部	提出
○	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	1部	1部	提出
○	工事費内訳書(営繕積算システムRIBC)	1部+FD	1部	提出
○	専門工事等見積書、比較表	1部	1部	提出
	計画通知書(確認申請プログラム等含む)	1部+FD	4部	
	日影図(既存建築物)	1部	1部	
○	各種官庁届出書等	1部	2部	提出

## (3) 基本・実施共通

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子データ
○	諸官庁打合せ報告書（建築、電気、機械）	1部	1部	提出
○	建築、電気、機械の連絡調整打合せ記録	1部	1部	提出
○	設計協力者名簿及び打合せ記録	1部	1部	提出
	透視図（ ）	1式	1部(写真)	
	模型（ ）	1式	1部(写真)	
	資料、報告書類			
	現地測量調査報告書	1部	1部	
	地質調査報告書	2部	1部	
○	各技術資料	1部	1部	提出
○	各調査記録書(現地調査、施設調査等)	1部	1部	提出
	空气中アスベスト濃度調査結果(ヶ所)	1部	1部	

注 \* =ワザ、ワド、一太郎で作成された場合、写真の場合。  
 縮小=縮小版(A-3判)の原図、製本を提出。(写真)=額入りとする。  
 図面=原図(図面ファイル)、製本(背張り製本)。書類=正本、副本(フラットファイル綴程度)。

## 7. その他の特記事項

- (1) 標準設計の使用 京都府が定めた標準設計を使用する場合は、標準設計図に準拠して設計を行い、監督職員の承認を得ない限りこれを変更してはならない。
- (2) 現地調査
  - a 設計計画に伴う測量及び施設調査（電気、給排水、汚水等）  
測量等の方法 設計事務所職員等による測定及び調査
  - b 既存建築物解体工事における建材のアスベスト含有調査  
アスベスト存在調査報告書に基づき石綿含有部材に関しては、法令に遵守して処理出来るよう図面に反映させる。  
処理方法に関しては、関係諸官庁（労働基準監督署等）と充分協議を行うこと。
  - c 既存建築物解体工事におけるPCB調査  
受変電設備機器、照明器具安定器等について、調査を行うこと。  
（メーカー名、製造年、品番等で確認する。）
  - d 既存建築物解体工事における内部備品調査  
別添の調査リストを元に備品の大きさ、重さを調査する。調査リストに記載の無い備品についても調査すること。
  - e 周辺工作物（擁壁、塀等）、及び地中埋設物調査  
敷地内及び敷地周辺の工作物等に関して、建築工事・解体工事等の際に損傷の恐れが無いが、及び隣接地への影響の有無を含め調査を行うこと。  
損傷の恐れが有る際は、有効な仮設計画を講ずること。
  - f 設備機器等調査  
建築解体とは別途に撤去・処分が必要な設備機器等について、また、蛍光灯ランプ、ガス、臭化リチウム等、特別な処理が必要なものについて、十分な調査を行うこと。
- (3) 製図
  - a 製図法は、JISA0150（建築製図）及びJISZ8302（製図通則）による。
  - b 製図は「国土交通省電子納品要領、京都府電子納品ガイドライン(建築設計業務編)」に基づきCADにて作成する。
  - c 寸法数量単位はメートル法による。寸法線の記載数字は原則としてミリメートル単位で記入する。
  - d 図面枠、特記仕様書は、京都府が定めた様式とし、記載事項についてはあらかじめ監督職員と打合せを行うこと。
  - e 表紙及び図面リストを作成してください。
- (4) 設計図書  
単価は、月間刊行物の掲載価格（2誌の比較）とする。刊行物にない価格は見積によることとし、3社以上の見積りを徴すること。（その他別に定める積算基準によるものとする。）
- (5) 検査等
  - a 検査 提出した設計図書は、監督職員の検査に合格しなければならない。  
検査の結果、指摘された事項は、速かに訂正しなければならない。
  - b 工事中、設計図書に疑義が生じたとき等は、担当者を現場に派遣し説明すること。
  - c 工事完成後の図面に訂正がある場合は修正を速に行うこと。
- (6) 指定部分の範囲  
・設計業務委託契約書第37条に規定する「指定部分」については以下とする。  
( )
- (7) 成果物の取扱い  
提出されたCADデータについては、本設計に係る工事の請負業者に貸与し、施工図、完成図の作成及び、完成後の維持管理に使用します。



## 『工事費積算書（内訳書）の電算入力について』

京都府建設交通部営繕課

今回の設計委託業務のうち、工事費の積算については、数量算出書その他、内訳書については営繕積算システムR I B C（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によって入力したフロッピーディスクを提出して下さい。

R I B Cについては下記の（財）建築コスト管理システム研究所との内訳書数量入力システム利用契約を結び、本府より供給する名称及び複合単価ファイルと併せて入力作業を行って下さい。

入力するのは内訳書（内訳明細書、別紙明細書、代価表）の各項目（名称、数量、単位、単価（参考単価）、備考欄）とします。

提出するフロッピーディスクは3.5インチの2HDを使用し、フォーマットは1.44MBとして下さい。

なお、利用契約の経費は設計委託料に含まれています。

### 記

#### \* 営繕積算システムR I B Cの問い合わせ先

（財）建築コスト管理システム研究所 〒105 東京都港区西新橋3-25-33NP御成門ビル5F

TEL 契約関係 TEL03-3434-3290 FAX03-3434-5476

システム関係 TEL03-5425-2518 FAX03-5425-2519

#### 利用契約の経費

内訳書数量入力システムの契約にあたっては、

10,500円（初回登録料・2回目以降は不要）+31,500円（1ヶ月の利用料）〔消費税別〕が必要です。

#### \* 営繕積算システムR I B Cの動作環境（以下のシステムを準備して下さい）

##### Windows版の場合

OS	Windows 2000 Professional (Service Pack 4以上) Windows XP Home Edition / Professional Edition (32bit版) Windows Vista Home Premium/Business/Ultimate (32bit版) (Internet Explorer 5.5 Service Pack 2 以上のインストールが必要)
CPU	上記基本ソフトウェアの動作するIntel製、もしくは互換CPU
メモリ	64MB以上(128MB以上奨励)
HDD	200MB以上
プリンタ	Windows対応のプリンタ ☆
FDドライブ	3.5インチFDドライブが必要です

☆ 一部のインジェクトプリンタ等では有効印字領域が狭いため、正常な印刷ができないことがあります。

別表 1

## 設計業務に関する一般業務の内容及び範囲（建築・電気設備・機械設備）

	告示15号の業務内容		適用	備考
基本設計に関する業務	(1) 設計条件等の整理	i) 条件整理	△	
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△	
	(2) 設計上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	○	
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ		
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○	
	(4) 基本設計方針の策定	i) 総合検討	△	
		ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	△	
(5) 基本設計図書の作成				
(6) 概算工事費の検討				
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		△		
実施設計等に関する業務	(1) 要求の確認	i) 建築主の要求等の確認	△	
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△	
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の確認	○	
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ		
	(3) 実施設計方針の策定	i) 総合検討	△	
		ii) 実施設計のための基本事項の確定	△	
		iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	△	
(4) 実施設計図書の作成	i) 実施設計図書の作成	△		
	ii) 確認申請図書の作成			
(5) 概算工事費の検討		○		
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		△		
設計意図伝達に関する業務	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		×	
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		×	

※1 本委託業務において、発注者が行う業務又は本業務に含まない内容を「×」、発注者が業務の一部を行うものを「△」及び、受託業者で行う業務を「○」で示す

別表2

実施設計（改修工事に適用）に係る図面目録について（参考）

本業務は下記の図面目録を参考に、実施設計の成果品をとりまとめること。

※1 本図面目録は、基本設計時に想定した参考資料であり、実施設計の成果を拘束するものではない。実施設計の成果として、本図面目録とは違う内容の成果品となることは差し支えないものとする。（ただし、監督職員と協議すること）

※2 実施設計の成果として、下記に提示した図面目録から変更があった場合については、設計変更の対象とはしない。（設計の条件が著しく変わった場合等を除く。）

工事区分	図名	枚数	備考
建築意匠	図面リスト	1	
	特記仕様書・工事区分表	2	
	配置図・付近見取り図	1	
	仕上げ表	3	
	平面図	4	
	立面図	5	
	断面図	3	
	矩計図	5	
	展開図	1 1	
	共通詳細図	8	
	建具表	6	
	外構図	1	
	備品図	7	
建築構造	基礎伏図	3	
	構造伏図	3	
	部材リスト	3	
	軸組図	3	
電気設備	特記仕様書・工事区分表	1	
	案内図・配置図・構内配線図	1 6	
機械設備	特記仕様書・工事区分表	1	
	案内図・屋外配管図	8	